

農経第139号

令和6年5月1日

各市町村長  
各農業委員会会長  
殿

山形県農林水産部  
農業経営・所得向上推進課長

地域計画（人・農地プラン）と農地整備事業との連携について

このことについて、東北農政局経営・事業支援部担い手育成課長より別添のとおり  
通知がありましたので、御承知願います。

農経第139号

令和6年5月1日

各総合支庁農業振興課長 殿

農業経営・所得向上推進課長

地域計画（人・農地プラン）と農地整備事業との連携について

このことについて、東北農政局経営・事業支援部担い手育成課長より別添のとおり通知がありましたので、御承知願います。

また、貴管内市町村長あてに別添により通知願います。

農計第132号  
令和6年4月22日

各総合支庁産業経済部  
農村計画課長 殿  
農村整備課長

農林水産部農村計画課長

地域計画（人・農地プラン）と農地整備事業等との連携について（通知）

このことについて、別添写しのとおり東北農政局農村振興部事業計画課長・水利整備課長・農地整備課長から通知がありましたので、御了知ください。

また、農村計画課におかれましては、管内市町村および土地改良区あて通知くださるようお願いいたします。

事 務 連 絡  
令和6年4月12日

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課長 殿

東北農政局経営・事業支援部担い手育成課長

地域計画（人・農地プラン）と農地整備事業等との連携について

標記の件について、別添（令和6年4月9日付け事務連絡 農林水産省経営局経営政策課経営専門官（地域計画グループ）、農村振興局整備部農地資源課課長補佐（経営体育成事業企画班担当）、水資源課課長補佐（水利施設強靱化班担当）連名）のとおり通知がありましたので、貴県管内の市町村等に周知いただくようお願いいたします。

なお、同旨の事務連絡が当局農村振興部担当課から貴県農地整備担当に共有されていることを申し添えます。

事務連絡  
令和6年4月12日

青森県農林水産部農村整備課長  
岩手県農林水産部農村計画課長  
岩手県農林水産部農村建設課長  
宮城県農政部農村振興課長  
宮城県農政部農村整備課長  
宮城県農政部農村防災対策室長  
宮城県農政部農山漁村なりわい課長  
秋田県農林水産部農地整備課長  
秋田県農林水産部農山村振興課長  
山形県農林水産部農村計画課長  
山形県農林水産部農村整備課長  
福島県農林水産部農村計画課長  
福島県農林水産部農村基盤整備課長  
福島県農林水産部農村振興課長  
福島県農林水産部農地管理課長

殿

東北農政局農村振興部  
事業計画課長  
水利整備課長  
農地整備課長

地域計画（人・農地プラン）と農地整備事業等との連携について

標記の件について、別添（令和6年4月9日付け事務連絡 農林水産省経営局経営政策課経営専門官、農林水産省農村振興局整備部農地資源課課長補佐（経営体育成事業企画班担当）、水資源課長補佐（水利施設強靱化班担当）連名）のとおりに通知がありましたので、貴県下の関係機関において周知願います。

事務連絡  
令和6年4月9日

東北農政局経営・事業支援部地域計画担当課長  
東北農政局農村振興部農地整備課長  
東北農政局農村振興部水利整備課長  
東北農政局農村振興部事業計画課長

} 殿

経営局経営政策課 経営専門官 (地域計画グループ)  
農村振興局整備部  
農地資源課課長補佐 (経営体育成事業企画班担当)  
水資源課課長補佐 (水利施設強靱化班担当)

### 地域計画 (人・農地プラン) と農地整備事業等との連携について

令和5年4月1日付けで改正農業経営基盤強化促進法が施行され、農地の集積・集約化等に向けた取組を加速化するため、地域の話合いにより、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」を令和7年3月末までに定めることとされ、実質化した人・農地プランの「現況地図」等を参考に農地ごとの将来の受け手をイメージとして印す「目標地図」を作成することとしています。

他方、農地整備事業等 (水利施設整備事業 (農地集積促進型) を含む。以下同じ。) においては、事業申請時に担い手への農地の集積・集約化等の将来計画を可視化するため、各農地における耕作者の現況と計画を記載した「経営形態現況図」や「経営形態計画図」等を作成することとしているところです。

地域計画と経営形態計画図等については、対象地域の範囲が必ずしも一致しない場合があるものの、地域の将来の農地利用を図示するという共通する取組があることから、

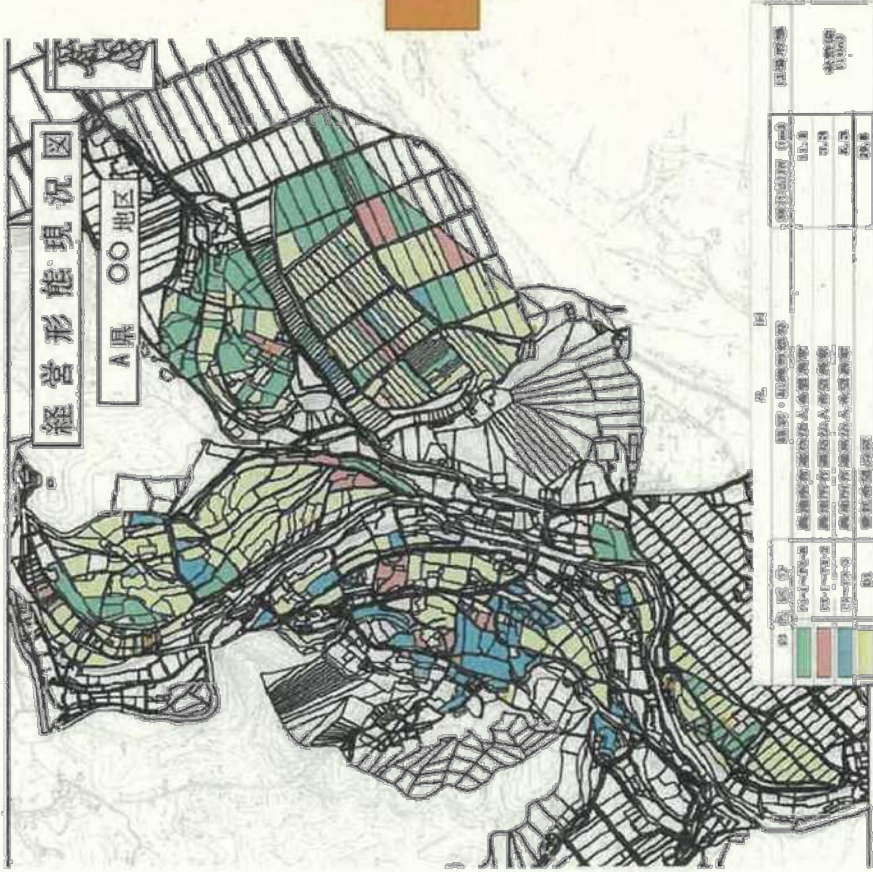
- ①地域計画の目標地図を作成する場合には、地域内の経営形態計画図等が話合いのベースになること、
- ②新たに経営形態計画図等を作成する場合には、地域計画の目標地図が話合いのベースになること

などから、相互に連携して一体的に推進することが重要であるため、都道府県及び市町村の地域計画を担当する部局と農地整備事業等を担当する部局においては、引き続き、それぞれの取組状況について共有し、農業委員会及び土地改良区とも緊密に連携した取組を実施いただくようお願いします。

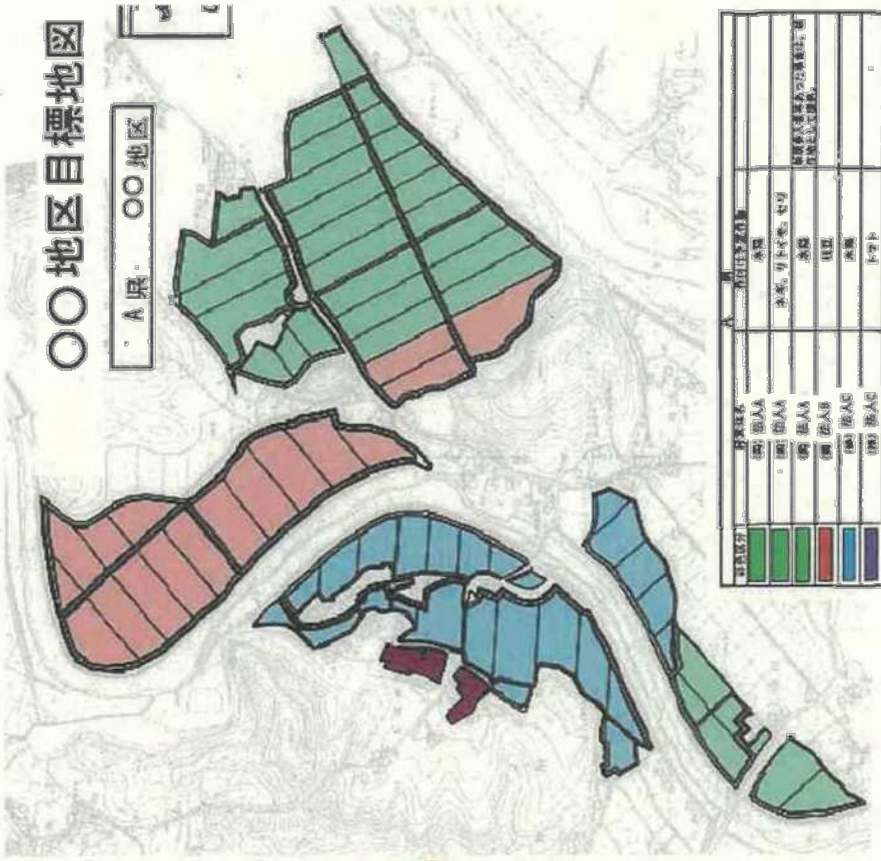
このことについて、貴職から管内の各県に対し通知するとともに、管内の各県から管内の市町村等に周知いただくようお願いいたします。

【参考事例：地域計画の事例】

現況図



目標地図



【参考事例：経営形態現況図、経営形態計画図の事例】

